

令和8年度

議会あり方検討会

報 告 書

令和8年10月

議会あり方検討会

目 次

ページ

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	検討会の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III	議員定数等	
1	検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	国勢調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	結論・・・・・・・・・・・・・・・・	8
IV	県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組	
1	現状	
(1)	主権者教育の推進・・・・・・・・	10
(2)	広報広聴の充実・・・・・・・・	11
(3)	その他・・・・・・・・	13
2	意見の概要	
(1)	主権者教育の推進・・・・・・・・	14
(2)	広報広聴の充実・・・・・・・・	14
(3)	その他・・・・・・・・	14
3	提言	
(1)	主権者教育の推進・・・・・・・・	15
(2)	広報広聴の充実・・・・・・・・	16
(3)	その他・・・・・・・・	16
4	今後の取組・・・・・・・・	17
V	おわりに・・・・・・・・	18
VI	議会あり方検討会委員名簿・・・・・・・・	19
VII	調査関係部課・・・・・・・・	19

I はじめに

県議会には、県民を代表する機関として、また、県政に係る審議・決定機関として、県民の多様な声を把握するとともに、幅広い視点で地域のあり方や課題を議論し、県政に反映させることが求められているが、人口減少が進み、地域間の人口格差が拡大している中で、全県的な見地から、議員の総定数、選挙区及び選挙区別議員定数の望ましいあり方について、検討する必要がある。

また、全国的に近年の地方議会議員選挙の投票率は低下傾向にある。そのような中、令和6年6月、全国都道府県議会議長会など三議長会は、議会への関心・理解を深め、多様な人材の参画を促すため、議会が主体的に行う主権者教育の取組をまとめた事例集を作成した。本県議会においても、二代表制の一翼を担う議会としての役割を果たすため、主権者教育を推進するとともに、広報広聴を充実させるなど、県民により身近で開かれた県議会の実現に向け、取り組む必要がある。

本検討会は、議長の諮問により、こうした状況の中で、議員の総定数、選挙区及び選挙区別議員定数や、県民により身近で開かれた議会の実現に向けた取組など、今後の議会のあり方について検討を行ったところであり、その結果を報告する。

令和8年10月13日

議会あり方検討会

会長 岩 崎 信

Ⅱ 検討会の活動状況

- 1 令和7年10月9日(木) 【第1回検討会】
 - (1) 第408回通常会議において本検討会が設置された。
 - (2) 会派から選出された委員の互選の結果、会長に岩崎信委員、副会長に阿部寿一委員が選任された。

- 2 令和7年11月19日(水) 【第2回検討会】
 - (1) 委員席を決定した。
 - (2) 会議の公開を決定した。
 - (3) 年間活動計画を決定した。
 - (4) 県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組について、事務局から説明を受け、意見交換を行った。

- 3 令和8年1月28日(水) 【第3回検討会】
 - (1) 関係法令に基づく選挙制度等について、県選挙管理委員会から説明を受け、意見交換を行った。
 - (2) 議員定数等の検討経緯等について、事務局から説明を受け、意見交換を行った。

- 4 令和8年3月5日(木) 【第4回検討会】
 - (1) これまでの検討会における意見の要旨について、事務局から説明を受け、意見交換を行った。
 - (2) 議員定数等及び県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組について全会派から意見を求めるため、意見照会を実施することとした。

- 5 令和8年4月24日(金) 【第5回検討会】
 - (1) 年間活動計画を決定した。
 - (2) 議員定数等及び県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組に関する各会派からの意見について、事務局から説明を受け、意見交換を行った。

- 6 令和8年6月12日(金) 【第6回検討会】
 - (1) 国勢調査の速報値について、事務局から説明を受けた。
 - (2) 議員定数等に係る会派の意見の整理を行った。
 - (3) 報告書骨子案の検討を行った。

7 令和8年8月17日(月) 【第7回検討会】

(1) 報告書素案の検討を行った。

8 令和8年10月2日(金) 【第8回検討会】

(1) 国勢調査の確定値について、事務局から説明を受け、意見交換を行った。

(2) 報告書案の検討を行った。

Ⅲ 議員定数等

1 検討の経過

(1) 「栃木県毎月人口推計月報」等に基づく人口等の状況

ア 人口（H22（2010）年－R7（2025）年）の増減率

※ 現在の区割りとなった平成27年の一般選挙の基準となった国勢調査が平成22年に実施された。

- ・「宇都宮市・上三川町」「小山市・野木町」「下野市」「壬生町」選挙区で減少率が5%未満。
- ・「日光市」「那須烏山市・那珂川町」選挙区で減少率20%以上。
- ・その他の地区は5%～20%で、東北新幹線やJR宇都宮線の沿線の本県中央部で減少が少なく、県境部や中山間地域は減少率が高い傾向が見られる。

イ 栃木県毎月人口推計月報（R7（2025）.10.1現在）に基づく人口比例による選挙区別議員定数

- ・「宇都宮市・上三川町」「下野市」選挙区で、現定数より人口比例定数がプラス1。
- ・「鹿沼市」「芳賀郡」選挙区で、現定数より人口比例定数がマイナス1。
- ・1票の格差は、議員一人あたりの人口が最小の選挙区「芳賀郡」との比較で「下野市」が2.10倍。

(2) 意見の概要

ア 選挙区（区割り）に関する意見

- ・選挙区見直しの必要はない。
- ・配当基数が1に満たない選挙区を将来的に合区していくといった議論は、今後していくべき。
- ・一人区の解消を図る方向で検討すべき。
- ・広域行政を担う役割と志ある方が立候補できる環境整備の観点から、原則、単一基礎自治体で一人区となっている選挙区を無くしていくべき。
- ・旧市町村合併や地理的（面積）条件を考慮した上で合区を検討すべき。
- ・今回は区割り変更は求めないが、検討会を継続設置し、検討していくべき。
- ・一人区はできるだけ解消すべきだが、隣接市町だからという理由だけではなく地域事情を勘案すべき。

- ・一人区を中心に無投票当選が常態化しており、一定期間続いた場合は選挙区のあり方を検討対象とする仕組みを設けるべき。

イ 選挙区別議員定数に関する意見

- ・原則として人口比例定数によるべきであるが、単純な人口比例では、人口減少が大きな地域の声が県政に届きにくくなる懸念がある。
- ・地域間の均衡を図るため、逆転区となった下野市と芳賀郡選挙区も含め、現状維持。
- ・人口だけでなく、面積や地域特性も考慮すべき。特に中山間地域においては、地理的条件や行政需要の違いを踏まえた配慮が必要。
- ・定数1の選挙区は、合区により定数2以上に再編成すべき。
- ・定数は原則どおり人口比例とすべき。面積や中山間地域の事情は議員がどう活動するかの問題であり、鹿沼市は人口比例定数どおり1人減とする。
- ・宇都宮市・上三川町は、宇都宮市が多くの権限が移譲されている中核市であることから現状維持。

ウ 総定数に関する意見

- ・本県の人口や他の都道府県の状況を踏まえ、見直しの必要はない。
- ・人口減少社会を踏まえ、現定数50人が適正か根本的な議論を行うべき。
- ・有権者数の減少を踏まえ、総定数を1人減の49人とする。
- ・各選挙区定数の積上げを総定数とすべきで、鹿沼市を人口比例定数どおり1人減とし、総定数を49人とする。
- ・人口減に比例して減らしていく。

エ その他の意見

- ・人口減少が大きな地域の声が県政に届きにくくならないよう、人口減少地域の定数確保の方針等を検討するよう国に要望すべき。
- ・第三者機関や有識者の意見も取り入れ、議論を深めていくことが重要。
- ・一票の格差について、今後も2倍以内に収められることを維持すべき。
- ・検討会を今後も設置し、議会の諸課題について検討する場とすべき。
- ・現行制度にとらわれない柔軟な改選方法の検討が必要。
- ・多様な意見、民意を反映できる制度にすることを最大限尊重すべき。
- ・検討の場において、面積や合区の方角性、人口比例原則の考え方などについて分析・検討を行い、栃木県としての考え方を取りまとめて判断をしていくことが必要。

2 国勢調査結果

(1) 人口の状況

令和7年10月1日現在の国勢調査では、栃木県全体の人口は、前回調査の令和2年比3.6%減少、平成22年比で7.2%の減少という結果となった。

平成22年との比較を細かく見ると、宇都宮市・上三川町選挙区（0.4%減少）と小山市・野木町選挙区（0.1%減少）はほぼ同数を保っているものの、他の地区の減少幅は大きく、特に、日光市選挙区（20.5%減少）、那須烏山市・那珂川町選挙区（25.5%減少）、芳賀郡選挙区（17.1%減少）の減少が顕著に表れている。

また、令和2年の国勢調査結果との比較では、宇都宮市・上三川町選挙区（1.6%減少）、小山市・野木町選挙区（0.9%減少）を含め、全選挙区一律に減少しており、県全体の人口（3.6%減少（再掲））は、平成22年の調査以降、調査を追うごとに減少幅が大きくなっている。

これらの結果を総合的に見ると、県の周辺部や中山間地域の減少幅が大きい傾向は、前回令和2年の調査の際と変わらないが、人口減は県内全域で進行しており、減少幅も拡大しつつあると言える。

(2) 各選挙区別の人口比例定数

栃木県毎月人口推計月報(R7(2025)・10.1現在)に基づく人口比例による選挙区別議員定数と同様に、「宇都宮市・上三川町」「下野市」選挙区で、現定数より人口比例定数がプラス1、「鹿沼市」「芳賀郡」選挙区で、現定数より人口比例定数がマイナス1といった結果となった。

また、1票の格差は、議員一人あたりの人口が最小の選挙区の「芳賀郡」と「下野市」の比較が、2.10倍から2.11倍となった。

3 検討結果

(1) 検討の方向性

令和7年10月1日現在の国勢調査では、前回令和3年度に議員定数等の検討を行った際と同様に、「JR宇都宮線沿線、県中央部は人口減少が比較的緩やかで、県境部や中山間地域は減少率大きい」傾向が見られるとともに、全県域で人口減少が進んでいるといった結果が得られた。

このように、人口減少と都市部への人口集中といった大きな流れがなかなか防げない状況の中ではあるが、人口減少に合わせて議員定数を減らしてしまうと、県境部や中山間地域の議員の定数削減が避けられなくなり、地域の声がますます県政に届きにくくなるといった懸念が生じる。

また、一人区については、死票が多くなりやすい、多様な意見が反映されにくいとの指摘があるが、本県は、全国的に見ても比較的市町村合併が進んでおり、一人区の数も少ない状況である。

選挙区別の議員定数については、人口比例によることが原則とされているが、地域により、人口減少の進行に偏りが見られる本県においても、今般の高度化・複雑化する地域の課題等について、住民の様々な声を県政に的確に反映させるためには、地域の実情を十分に把握した議員の存在が必要であり、各地域の代表を確保し、地域間の均衡を図っていく必要があるものと考えられる。

(2) 選挙区（区割り）について

県議会議員は広域行政を担う等の理由から一人区を解消していくべきとの意見があったが、一人区の見直しについては、無理に行おうとすると地域性を無視した選挙区になってしまう可能性や選挙区が広がって地域の代表制が薄れるといった弊害が起きるおそれもあり、人口や地勢、交通の状況などを総合的に勘案し、慎重に結論を得る必要があると考えられる。

なお、1票の格差は最大2.11倍という結果であったが、他都道府県と比較しても、極端に高いとは言えない状況であるため、区割りの見直しを早急に行う必要はないと考えられる。

(3) 選挙区別議員定数について

選挙区別の議員定数は、人口比例を原則とするが（公職選挙法第15条第8項）、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができることとされている（同項ただし書）。

人口が減り、過疎化が進むのに合わせて議員定数を減らしてしまうと、人口の少ない地域の声が県政に反映されにくくなり、かえって地域間の不均衡が増大しかねない状況も考えられるため、人口比例の原則を適用することにより、県の周辺部や中山間地域の住民の声が県政に届きにくくならないよう、慎重な判断が必要と考えられる。

(4) 総定数について

有権者数の減少などを踏まえ、1人減の49人にすべきとの意見もあるが、人口が減少したからといって、直ちに削減が必要なものではなく、本県の議員一人あたりの人口を見ても、他の都道府県の状況を踏まえると、必ずしも議員数が多すぎる状況ではなく、見直しの必要はないものと考えられる。

4 結論

(1) 選挙区（区割り）について

選挙区は、現行の区割りを維持する。

(2) 選挙区別議員定数について

各選挙区における現行定数を維持する。

(3) 総定数について

現行の総定数50人を維持する。

※ (1)～(3)による選挙区（区割り）、選挙区別議員定数及び総定数は、表1のとおりである。

〔表1〕令和7年国勢調査結果に基づく選挙区及び選挙区別議員定数

○県人口(R7.10.1時点)	1,863,329人	a
○総定数	50人	b
○議員1人当たりの人口	37,267人	c=a/b

※は公選法第15条第8項ただし書適用

	選挙区	市町村別人口		選挙区の人口 d	配当基数 d/c	整数	端数順位	定数				検討結果による	
								人口比例 e	現行 f	検討結果 g	差引 f-g	議員1人当たり人口	1票の格差
1	宇都宮市・上三川町	宇都宮市	511,237	540,974	14.516	14	8	14	13	13※		41,613	1.49
		上三川町	29,737										
2	足利市	足利市	135,808	135,808	3.644	3	5	4	4	4		33,952	1.21
3	栃木市	栃木市	148,147	148,147	3.975	3	1	4	4	4		37,037	1.32
4	佐野市	佐野市	109,731	109,731	2.944	2	2	3	3	3		36,577	1.31
5	鹿沼市	鹿沼市	89,319	89,319	2.397	2	10	2	3	3※		29,773	1.06
6	日光市	日光市	71,574	71,574	1.921	1	3	2	2	2		35,787	1.28
7	小山市・野木町	小山市	165,404	189,932	5.097	5	12	5	5	5		37,986	1.36
		野木町	24,528										
8	真岡市	真岡市	75,793	75,793	2.034	2	13	2	2	2		37,897	1.35
9	大田原市	大田原市	68,384	68,384	1.835	1	4	2	2	2		34,192	1.22
10	矢板市	矢板市	28,874	28,874	0.775	1	-	1	1	1		28,874	1.03
11	那須塩原市・那須町	那須塩原市	112,455	134,642	3.613	3	6	4	4	4		33,661	1.20
		那須町	22,187										
12	さくら市・塩谷郡	さくら市	44,161	81,710	2.193	2	11	2	2	2		40,855	1.46
		塩谷町	9,095										
		高根沢町	28,454										
13	那須烏山市・那珂川町	那須烏山市	22,137	35,496	0.952	1	-	1	1	1		35,496	1.27
		那珂川町	13,359										
14	下野市	下野市	58,962	58,962	1.582	1	7	2	1	1※		58,962	2.11
15	芳賀郡	益子町	20,113	55,948	1.501	1	9	1	2	2※		27,974	1.00
		茂木町	10,520										
		市貝町	10,514										
		芳賀町	14,801										
16	壬生町	壬生町	38,035	38,035	1.021	1	14	1	1	1		38,035	1.36
県計			1,863,329	1,863,329		43		50	50	50		37,267	

IV 県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組

1 現状

(1) 主権者教育の推進

ア ～とちぎの未来を考える～栃木県議会県政ミーティング

とちぎの未来を担う子どもたちに議会に対する関心を高め、理解を深めてもらう主権者教育の一環となるよう「～とちぎの未来を考える～栃木県議会県政ミーティング」（以下「県政ミーティング」という。）を令和5年度から実施している。

県政ミーティングでは、議長と副議長を含む県議会議員が毎年度2校程度の高等学校等を訪れ、人気アニメ「葬送のフリーレン」のキャラクターが登場するリーフレットを用いた県議会の役割・取組の紹介や、議員と生徒との意見交換などを行っている。

終了後に行ったアンケートの結果では、概ね7～9割の生徒が「県議会や県議会議員が身近になった」と回答しているほか、主権者教育に資する取組の好事例として、総務省「主権者教育だより」（令和7年9月号）に掲載され、全国に紹介されたところである。

イ 高校生の本会議傍聴の受入れ

令和7年11月に、県立宇都宮東高等学校の生徒の本会議質疑質問の傍聴の受入れを行った。

これは、学校における主権者教育の一環として、公共の授業を活用し、地方自治の実際の場合である本会議質疑質問を傍聴することで、地方の課題などを自分事として捉え、主体的に考え、判断し、行動していくための思考力や判断力などを育成する機会とすることを目的として企画・実施された。

終了後に行ったアンケートの結果では、「県議会を身近に感じるようになった」や「授業で学んだことが現実味を帯びた」等の回答があったほか、主権者教育に資する取組の好事例として、総務省「主権者教育だより」（令和8年3月号）に掲載され、全国に紹介されたところである。

ウ 県選挙管理委員会「とちぎ県政出前講座」開催の支援

県選挙管理委員会との連携を図るため、「私たちの暮らしの中の選挙」をテーマとして同委員会が中学校や高等学校、大学において実施する「とちぎ県政出前講座」に議会事務局職員が同行し、当該講座における講演会や模擬投票の実施を支援するほか、中学生や高校生、大学生に対し、県議会に関する啓発活動を行う取組を令和7年6月から開始したところである。

(2) 広報広聴の充実

議会は、県政における二元代表制の一翼を担っており、主要な事業や政策の基本となる予算や条例などは、議会の議決や同意等を要するとされている。

また、地域住民の意思を自治行政にできるだけ反映させるためにも、開かれた議会とするよう努める必要がある。

そのため、本県議会においても、本会議質疑質問を中心にテレビやラジオ、インターネット、SNSなど多様な媒体を活用し、広報広聴を行ってきた。

近年では、令和5年12月号の広報紙「県議会とちぎ」から、より読みやすく感じてもらえるようレイアウト等を変更したほか、高校生世代から電子申請により受け付けた正副議長への質問に対し、正副議長が紙面上で回答する取組を開始したところである。

さらに、令和6年6月からは、県議会に関する知見を有し、情報発信に積極的に取り組むことができる方2名を県議会ナビゲーターとして新たに委嘱し、自身のSNSでの情報発信を行ってもらうほか、県マスコットキャラクターとちまるくんの県議会版のキャラクターである「県議会とちまるくん」を新たに制作し、広報紙やSNS等での活用を開始したところである。

なお、主な議会広報広聴の取組は、表2のとおりである。

〔表 2〕 主な議会広報広聴

(R8. 10月現在)

区 分	説 明	媒 体	備 考
本 会 議 中 継	本会議質疑質問を県域テレビ等で生中継 ※ インターネットでは、生中継及び録画配信	テレビ	H16. 6～
		ラジオ	S53. 6～
		インターネット	H16. 6～
予 算 特 別 委 員 会 中 継	総括質疑を県域テレビ等で生中継 ※ インターネットでは、生中継及び録画配信	テレビ	H20. 9～
		ラジオ	H21. 9～
		インターネット	H21. 9～
議会広報番組 「県議会ハイ ライト」	本会議の様様を中心に、各委員会の活動の様子や正副議長へのインタビューなどを放送	テレビ	H11. 6～
		インターネット	H23. 6～
広 報 紙 県議会とちぎ	質疑質問を中心に議会活動状況を広報（年 4 回：新聞折込）	紙	S63. 5～ (R5. 12 リニューアル)
同 上 (視覚障害者向け)	県議会とちぎの点字版及び音声版を発行（それぞれ年 4 回）	紙 テープ・デジジー	H6. 6～
ホームページ	会議録検索システム、議会中継及び録画配信、議会及び議員の紹介等の掲載	インターネット	H9. 9～
展示コーナー	大型モニターにより本会議質疑質問、県議会プロモーション動画等の放映、パネル展示、議会年表	大型モニター、 パネル等	H20. 4～ (R7. 3モニ ター更新)
S N S	本会議の様様や各委員会の活動の様子の発信、県議会プロモーション動画・学習アニメ等の放映	インターネット	R4. 12～
県 議 会 ナビゲーター	県議会に関する知見を有し、情報発信に積極的に取り組むことができる方の県議会ナビゲーターとしての委嘱（2 名）	県議会ナビゲーターの S N S での情報発信	R6. 6～
県 議 会 とちまるくん	県マスコットキャラクターとちまるくんの県議会版のキャラクター	広報紙、S N S 等での活用	R6. 6～
高校生世代の ギモン	広報紙「県議会とちぎ」の「正副議長が高校生世代の質問に答えるコーナー」による質問等の受付	インターネット	R5. 12～

※ この他に、県議会に関する各種パンフレットを作成・配布している。

(3) その他

ア 親子傍聴室の設置

子育て世代が傍聴しやすい環境を整備するため、傍聴席の他に、お子様連れで傍聴できる親子傍聴室（1室）を設けている。

イ 議事堂ホールコンサートの開催

2月通常会議の開議日に、議事堂1階のエントランスホールにおいて議事堂ホールコンサートを開催している。

2 意見の概要

本検討会では、上記 1 や「多様な人材が輝く議会のための17の提言」（令和 6 年 3 月 15 日 多様な人材が輝く議会のための懇談会）を踏まえ、主権者教育の推進や広報広聴の充実等について意見交換を行った。意見の概要は、次のとおりである。

(1) 主権者教育の推進

- ・県政ミーティング等の議員が学校に出向く機会を拡充する。その際、選挙区外の議員が参加するなどの配慮を行う。
- ・県政ミーティング等における優れた意見の模擬議会のような場や模擬議会での発表を行うとともに、当該発表内容の実現までのプロセス化を図る。
- ・若者や特定世代（若年女性）の方々の意見を反映・実現させる取組を行う。
- ・学校単位での政策提案コンテストを実施する。
- ・本会議質疑質問の傍聴の高校生への積極的な呼び掛けを行う。
- ・議事堂ホールコンサートを中学生や高校生の合唱・合奏の発表の場として提供するとともに、当該発表が終了した後の本会議質疑質問の傍聴へとつなげる。
- ・学内期日前投票所の設置を推進する。

(2) 広報広聴の充実

- ・アニメコンテンツなどの活用により、高校生等の視点に立った広報を行う。
- ・県民の理解促進に向けて、本会議質疑質問のテレビ放映の工夫をする。
- ・デジタル化・視覚化や SNS の活用強化を図る。
- ・専門用語や横文字を使わない分かりやすい広報に努める。
- ・広報に関する高校生や大学生からの意見聴取を行う。
- ・広聴の充実に向けて、議会モニター制度を導入する。

(3) その他

- ・議事堂ホールコンサートを中学生や高校生の合唱・合奏（再掲）や郷土芸能などの発表の場として提供する。
- ・若者及び子育て世代が傍聴しやすい環境の整備を図る。
- ・本会議質疑質問の傍聴者へ質問要旨を配布する。
- ・本会議質疑質問の議事録をホームページに早期に掲載する。

- ・執行部のイベントと連携した休日における議事堂の開放を検討する。
- ・委員会のインターネット中継や休日議会の開催など勤労者等の住民にも配慮した議会運営上の工夫を行う。

3 提言

(1) 主権者教育の推進

ア 「多様な人材が輝く議会のための17の提言」において、「主権者教育は、議会も主体となり、教育委員会等と連携し、議員自らが積極的に現場に出向いて地方議会や議員の活動を伝え、生徒等と意見交換するなど、こどもたちの記憶に残るように取り組む」とされている。

県政ミーティングは、当該提言の内容と合致する取組であるが、令和5年度からの4年間で合計9校の高等学校等での実施にとどまっており、かつ、県教育委員会からも継続・拡充が望まれている。

県政ミーティングの取組が全国の好事例として掲載された総務省「主権者教育だより」（令和7年9月号）等も十分に活用した上で、県教育委員会とも連携し、県政ミーティングの拡充を図るとともに、これまでの実施成果も踏まえた内容の充実に努めるべきである。

なお、実施の際は、選挙区外の議員が参加するなどの配慮を行うべきである。

イ こども基本法の趣旨も踏まえ、県政ミーティングや政策提案コンテスト等における若者の優れた意見について、模擬議会のような場や模擬議会での発表を行うとともに、当該発表の内容が県施策として実現できるまでをプロセス化できるよう、執行部と連携して取り組むべきである。

ウ 学校における主権者教育の一環として、授業の中で本会議質疑質問の傍聴を行ってもらえるよう、県立宇都宮東高等学校の本会議質疑質問の傍聴の取組が全国の好事例として掲載された総務省「主権者教育だより」（令和8年3月号）等を十分に活用するほか、議会事務局が学校現場を訪問し、担当教員と意見交換を行い、また、議事堂ホールコンサートを中学生や高校生の合唱・合奏の場として提供した上でその後の本会議質疑質問の傍聴へとつなげるなど、県教育委員会とも連携し、本会議質疑質問の傍聴の高校生等への積極的な呼び掛けを行うべきである。

エ 「多様な人材が輝く議会のための17の提言」において、「主権者教育は、選挙管理委員会などと連携し、取り組む」とされている。

「栃木県投票率向上推進プラン2026-2030」を所管する県選挙管理委員会との連携を強化し、同委員会が実施する「とちぎ県政出前講座」の機会を活用した県議会への関心の向上を図るなど、若年層の投票率向上に向けた取組を行うべきである。

(2) 広報広聴の充実

- ・人気アニメ「葬送のフリーレン」のキャラクターが登場するリーフレットや、県議会マスコットキャラクター「県議会とちまるくん」等のアニメコンテンツなどの多様な媒体における更なる活用を図るなど、高校生等の視点に立った広報を行うべきである。
- ・本会議質疑質問のテレビ放映の工夫や、広報のデジタル化・視覚化、SNSの活用強化を図るなど、県民により分かりやすい広報を行うべきである。
- ・執行部所管の「とちぎネットアンケート」を活用した議会広報に関する調査を令和2年度と令和5年度に行うなど一定の取組を行っているが、こども基本法の趣旨を踏まえ、県政ミーティングや高校生等の本会議質疑質問の傍聴などの機会を十分に活用し、広報に関する高校生、大学生等からの意見聴取を行い、当該意見を踏まえた改善を図るなど、若い世代の方の視点に立った取組を行うべきである。
- ・広報紙「県議会とちぎ」の「高校生世代のギモン」コーナーを活用した高校生から正副議長への質問や、電子メールでの意見の受付など広聴に関する一定の取組を行っているが、県民の意見を広く聴取する方策を検討すべきである。

(3) その他

- ・議事堂ホールコンサートを中学生や高校生の合唱・合奏や郷土芸能などの発表の場として提供するなど、議事堂ホールコンサートの開催内容を工夫すべきである。
- ・傍聴しやすい環境の整備や議事録のホームページへの早期掲載、執行部のイベントと連携した休日における議事堂の開放など、若者や子育て世代、働いている県民にも配慮した工夫を検討すべきである。

4 今後の取組

県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組については、上記3のとおり、主権者教育の推進や広報広聴の充実に関し多くの提言がされているが、限られた人員と予算の中での対応が求められることから、優先順位を付けて取り組むべきである。

V おわりに

本検討会では、全8回にわたり「議員定数等」及び「県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組」について議論を行ってきた。

まず、議員定数等については、県全域において人口減少が進行するとともに、県央部と県境部や中山間地域との格差が拡大傾向にあることも改めて確認される状況の中、いかに、地域間の均衡を図っていくのかといった課題を常に意識しながら、より望ましい議員の総定数、選挙区及び選挙区別議員定数のあり方について、今回各委員から出された意見を踏まえながら、来年の改選以降も引き続き、検討を行っていく必要があるものと考えている。

一方、県では、今年度が計画の初年度となる「新とちぎ未来創造プラン」における各プロジェクトに、令和7年度に開催した栃木県人口未来会議での意見等を踏まえた様々な取組を位置付け、オール栃木体制で人口減少・少子化対策に取り組んでいくこととしているところであり、この取組により、人口減少や地域間の格差に少しでも歯止めがかかることを願うものである。

次に、県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組については、「多様な人材が輝く議会のための17の提言」を踏まえ、主権者教育の推進や広報広聴の充実等について調査・検討をした成果を提言として取りまとめたものであり、政策提案コンテスト等における優れた意見についての執行部と連携した模擬議会のような場などでの発表や、本会議質疑質問の傍聴の高校生等への呼び掛けなどは、既に一定の取組を開始したところである。

また、本県議会のこれまでの取組状況を踏まえるとともに、現在の社会経済等の情勢や他都道府県議会の状況等も考慮しつつ提言を取りまとめたものであり、今後の情勢次第では再度検討を加える必要があることから、注意深く状況を見守っていくべきと考える。

なお、県民により身近で開かれた県議会の実現に向けた取組に関する項目については、本県議会の円滑な運営を実現するため、スピード感を持って適切かつ柔軟な対応をとる必要がある。

今後とも、県民の負託に応えられる、県民により身近で開かれた県議会の実現を目指し、本県議会のあるべき姿を追求していくため、本報告書で提言した各項目の着実な実施に向け、本県議会が一丸となって取り組むことを希望する。

VI 議会あり方検討会委員名簿

会 長	岩 崎	信
副 会 長	阿 部	寿 一
委 員	加 藤	雄 次
委 員	中 屋	大
委 員	あ べ	ひろみ
委 員	白 石	資 隆
委 員	日向野	義 幸
委 員	渡 辺	幸 子
委 員	保 母	欽一郎
委 員	山 口	恒 夫
委 員	山 田	みやこ
委 員	五月女	裕久彦
委 員	螺 良	昭 人

VII 調査関係部課

総合政策部 市町村課（県選挙管理委員会）